

有公企第 198 号
令和4年10月13日

有田町上下水道事業審議会 会長 様

有田町長 松尾 佳昭

諮 問 書

有田町の適正な水道料金及び下水道使用料のあり方について、次の事項毎に諮問いたします。

1. 適正な水道料金のあり方について
2. 適正な下水道使用料のあり方及び、有田町汚水事業の経営戦略の見直しについて

諮 問 内 容

1. 本町の水道事業は、供用開始以降、浄水場や水道本管等の維持管理を日常的、継続的に実施してきました。

しかしながら、高度成長期に整備された水道管や施設の老朽化が顕在化しており、今後ますます進行する見込みです。

今後は老朽化しつつある管や施設の更新事業を計画的に実施することが最重要課題と考えています。

一方、水道料金については、平成 18 年度の旧有田町と旧西有田町の合併時に旧有田町の料金体系に合わせて以来、消費税の改定分を除き、据え置いております。町の人口減少により、今後大きな収益の増加が見込めない中、将来にわたって安定的、持続的に水道サービスを提供していくことができるよう、本町の適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

2. 有田町汚水処理整備事業は、公共下水道事業と浄化槽整備推進事業、農業集落排水処理事業の 3 事業で行っています。

各事業に伴う現在の使用料金は、平成 22 年度開催の審議会答申を受け平成 24 年 10 月に料金改定が行われ、改定後は 5 年毎に見直しを行い、その都度適正な使用料を検討するものとされました。

改定後から 5 年後の、平成 29 年度には、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を参考に庁内で検討した結果、料金改定は行いませんでした。

5 年毎の見直しにより令和 4 年度は、見直しを検討する年度となっておりますが、公共下水道事業で活用しております国の補助事業におきまして、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、その結果を踏まえた使用料適正化等の具体的取組を経営戦略に記載することが要件化されました。

また、その取組等作成時は有識者の意見を聴いて策定することとされております。

そのようなことから、今回は、適正な下水道使用料のあり方と、現在策定しております経営戦略についても、見直しの検討を行いたく貴審議会の意見を求めます。